

第2回 プラットフォームにおける データ取扱いルールの実装に関するSWG

事務局説明資料

2022年2月14日

デジタル庁

内閣府 知的財産戦略推進事務局

パブリックコメント募集の結果

□ コメント募集期間：12月3日～16日

□ 寄せられたコメントの数：10件

日本弁理士会、

経団連デジタルエコミー推進委員会企画部会データ戦略WG

MyDataJapan、

個人(7件)

□ コメントの内容：参考資料1ご参照

□ 対応の方向性

1. プライバシー侵害リスクへの対応の重要性

2. 被観測者・エンドユーザのデータガバナンスへの関与の重要性

3. データ流通に関与する者の立場

を明確化する修正を実施

} 本日は議論
頂きたい点

プライバシー侵害リスクへの対応の重要性の明確化①

対応案①：ステークホルダーの懸念・不安の見直し・明確化 (p.6-8)

データ流通の阻害要因

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不足
8. 自身のデータが困り込まれることによる悪影響

変更

データ流通を推進するにあたっての課題

(1) 関与者の利害・関心への対応

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
4. 対価還元機会への関与の難しさ
5. データ提供先のデータガバナンスへの不安
6. 公正な取引市場の不足
7. 自身のデータが困り込まれることによる悪影響

パーソナルデータを取り扱う場合は更に、

(2) プライバシー保護

「また、パーソナルデータを取扱う組織にとっても、個人の権利利益が害されることのないようにされなければならない、プライバシー侵害リスクへの対応は極めて重要である。」旨を明記の上

8. プライバシー侵害に対する懸念
自身のパーソナルデータが勝手に収集されて利用されているのではない、意図しない目的で利用されるのではない、創出されるソリューション（価値）によって不当な差別的取扱いを受けるのではない、これ等の結果自身のプライバシーが侵害されるのではないかという本人（被観測者）が抱く懸念・不安
9. 取引の相手方のプライバシーガバナンスへの不安
データ提供先のプライバシーガバナンスが不十分で、パーソナルデータの第三者提供によって炎上が生ずるのではない、というデータ提供者が抱く懸念・不安。
データ提供元のプライバシーガバナンスが不十分で、提供されるパーソナルデータの生成・収集や提供に、プライバシー侵害リスクが潜んでいるのではない、というデータ利用者が抱く懸念・不安。

併せて

- 各課題について、誰の懸念・不安かを明記した説明を追加
- プライバシーの解釈を追加

プライバシーは従来「一人でそっとしておいてもらう権利」や「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」とされてきたが、情報化の進展により国家や私企業がパーソナルデータを収集・保管・管理することが問題視されるようになったことを背景に情報プライバシーという概念が生まれてからは、「自己情報のコントロール」とする学説が発展している。さらにはAIを用いたプロファイリングの進展に伴って、本人（被観測者）が不当な差別的取扱いを受けたり、意思決定の自由が脅かされたりする懸念も、プライバシーに関する新たな課題として顕在化してきている。

プライバシー侵害リスクへの対応の重要性の明確化②

対応案②：パーソナルデータのコントロールビリティ確保の目的について、個人情報保護法の遵守→プライバシー侵害リスクへの対応 である旨を明確化 (p.30-35)

ステップ5-3-(4)：パーソナルデータのコントロールビリティ確保

パーソナルデータを取り扱う際には、個人情報保護法の規定を確認の上、同法の適用があるパーソナルデータを取り扱う場合にはこれを遵守する必要がある。さらに、必要とされるコントロールビリティの確保レベルは、PF上で取引されるパーソナルデータの種別（図 15）と、データ提供者・利用者が抱く懸念・不安感の内容によって異なる（図 16）。

変更

ステップ5-3-(4)：パーソナルデータのコントロールビリティ確保

パーソナルデータを取り扱う際にはステップ5-3-(3)に加えてさらに、**プライバシー尊重の観点から本人（被観測者）の自身のパーソナルデータに対するコントロールビリティを確保する必要がある**。そのため、個人情報保護法の規定を確認の上、これを遵守するために必要な措置（図 15）を講ずることはもちろんのこと、1.2 (3)に記載したような本人（被観測者）のプライバシー侵害に対する懸念・不安への対応も必要となる。

補足説明に追加

- 図 15に示すとおり、個人情報保護法が求める保護のレベルは情報の区分によって異なるため、これに応じた対応が個人情報保護法の遵守には必要である。
- 本人（被観測者）のプライバシー侵害に対する懸念・不安は、パーソナルデータが誰にどのように収集されるのか、収集されたパーソナルデータが誰に渡されて統合・分析等のように利用されるのか、その結果どのようなソリューション（価値）が創出されて誰がこれを享受するのか等によっても異なる。個人情報保護法の遵守に加えて、本人（被観測者）のプライバシー侵害に対する懸念・不安も踏まえた上での程度のコントロールビリティの確保レベルが求められるかを検討し、図 13で示したとおり、①データ取引プロセスの工夫、②ITの活用、③認定・認証の活用について、PF上でのデータ流通にデータ提供者やデータ利用者として関与する者に①義務付けるのか、②推奨するのか、③何も定めず当事者に任せるのか、検討してPFの利用規約に定める。

コントロールビリティの確保レベルの説明を変更

・・・パーソナルデータのうち個人情報保護法の規定があるものは、その種別によって個人情報保護法が求める保護のレベルが異なるため、これを踏まえたコントロールビリティが必要となる。
更に、個人情報保護法の規定に加えてデータ取引当事者に生じうる懸念・不安感も踏まえた上での程度のコントロールビリティ確保が求められるか検討し（図16）・・・

変更

図 16はPF上で流通するパーソナルデータが特定の個人を識別可能なパーソナルデータか否かという視点で必要とされるコントロールビリティの確保レベルを検討した例である。**プライバシー侵害は先述のとおり、パーソナルデータの取得方法や利用方法、創出されるソリューション（価値）の内容等、様々な要因によって生じ得るため、実際には図 16に示した観点だけではなく他の要因も複合的に検討した上でコントロールビリティの確保レベルを検討する必要がある。**

<必要とされるコントロールビリティ確保のレベル>

懸念・不安感	A	B	C	D	E
① 要配慮個人情報	非常に高(提供先を必要最小限に絞り本人から事前の同意を取得することが必要)			非常に高(第三者提供には、本人から事前の同意を取得。不可とすることも選択肢)	
② ①以外の個人情報、又は個人識別情報であって提供先で個人データとして取得することが想定される場合	高	高	高	非常に高(第三者提供には、本人同意。認定情報銀行のように第三者提供を不可としている例もある)	
③ 匿名加工情報	高	高	必要とされるプライバシー保護のレベルや匿名加工情報に対するデータ提供者の利害関心の内容・程度による		

確認事項	A	B	C	D	E
① 特定の個人が識別可能で本人（被観測者）に極めて大きな影響を及ぼす個人情報（個人情報保護法上の要配慮情報を含むが、これに限られない)	非常に高(提供先を必要最小限に絞り本人（被観測者）から事前の同意を取得することが必要)			非常に高(第三者提供には、本人（被観測者）から事前の同意を取得。不可とすることも選択肢)	
② ①以外の個人情報（特定の個人が識別可能)	高	高	高	非常に高(第三者提供には、本人（被観測者）の同意。認定情報銀行のように第三者提供を不可としている例もある)	
③ 特定の個人が識別不可能なパーソナルデータ	高	高	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるリスク等、プライバシー侵害以外に及び異なる		

更に、個人情報保護法の規定の説明とそれ以外に必要な検討事項の説明とを明示的に分け、両者の関係性も明確化

プライバシー侵害リスクへの対応の重要性の明確化③

対応案③：本人（パーソナルデータの被観測者）が抱く具体的な懸念・不安への対応に加えて、より能動的な対応も必要となることを追加（p.32）

補足説明に追加

本人（被観測者）は、パーソナルデータの取扱いやプライバシー保護への対応について十分な情報が得られない場合、自身のパーソナルデータの取扱いについて漠然とした懸念・不安を抱くこともある。したがって、PF上で本人（被観測者）からパーソナルデータを取得してこれを利用するデータ利用者や、本人（被観測者）から受領したパーソナルデータをPF上で第三者に提供するデータ提供者は、パーソナルデータの取扱いやプライバシー保護への対応について十分に説明し本人（被観測者）とのコミュニケーションを積極的に図るなど、より能動的にプライバシー問題へ対応することが求められる。例えば、プライバシーガバナンスに関する姿勢を明文化してプライバシーポリシーとして公表したり、プライバシー保護責任者を指定してそのための組織を構築したり、プライバシー影響評価(PIA)を運用すること等をPF運営やPFへの参加の要件としてPFの利用規約に定めることで、PF上でのデータ流通にデータ提供者やデータ利用者として関与する者へ能動的な対応を促すことができる。なお、総務省と経済産業省が発行した「DX時代におけるプライバシーガバナンスガイドブックver1.2 (P)」には、企業がプライバシーにかかわる問題について能動的に取り組み、信頼の獲得につながるプライバシーガバナンスを構築するために、まず取り組むべきことがまとめられており、参考になる

被観測者・エンドユーザのデータガバナンスへの関与の重要性の明確化

対応案①：アジャイルガバナンスの必要性の説明を補強 (p.13)

追加した説明

この検討会から発行された「GOVERNANCE INNOVATION: Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」では、Society5.0が前提とする社会においては技術やビジネスモデルの変化のスピードにルールが追いつくことが難しいため、「あるべきルール」を特定することが困難である、とした上で、伝統的なガバナンスモデルのみに固執することは、一方でイノベーションを阻害してしまい、他方で社会的価値の実現を阻害することになり、ガバナンス本来の目的を達成できなくなるリスクがある、と課題を提起している。そしてSociety5.0を実現するためには、ルール形成・モニタリング・エンフォースメントのガバナンスの各プロセスにおいて、サイバー空間及びフィジカル空間のアーキテクチャを設計・運用している企業や、**これらを利用するコミュニティ・個人による、ガバナンスへの積極的な関与を確保することが肝要**だと提言している。

対応案②：ガバナンス確保のためのインセンティブ設計に説明を追加 (p.39)

追加した説明

データ流通を推進するにあたっての課題に対応し、ステークホルダーの懸念・不安を払拭するには、ガバナンス確保にステークホルダーが関与可能なメカニズムであることが重要である。PF運営者およびPFにデータ提供者やデータ利用者として参加する者だけでなくそれ以外のステークホルダー、**特に被観測者やエンドユーザの声が反映されるよう十分な検討を行う必要がある。**

対応案③：国の役割に追加 (p.41)

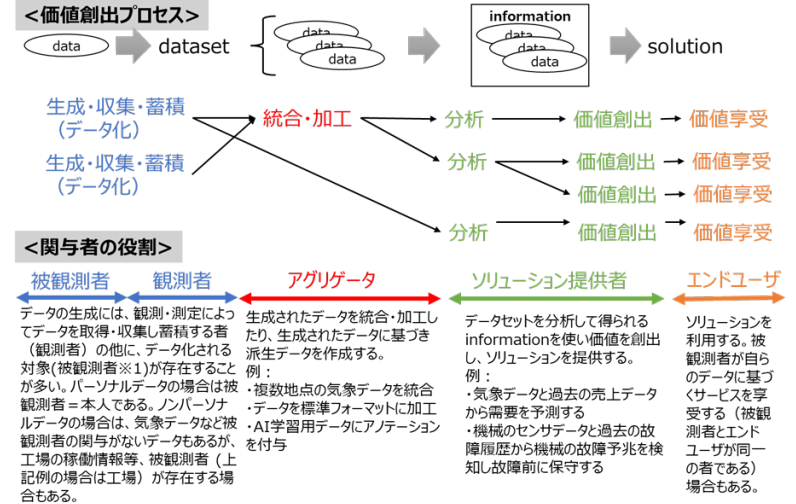
追加した説明

また、**データ取扱いルールの策定・運用にステークホルダーが関与できているか検証し必要な措置をとることも重要**である。特に被観測者やエンドユーザは他のステークホルダーに比べて立場が弱いことが多く、懸念・不安がPFの運営に十分に反映されないおそれがあることから、**留意が必要**である。

データ流通に関する者の立場の明確化①

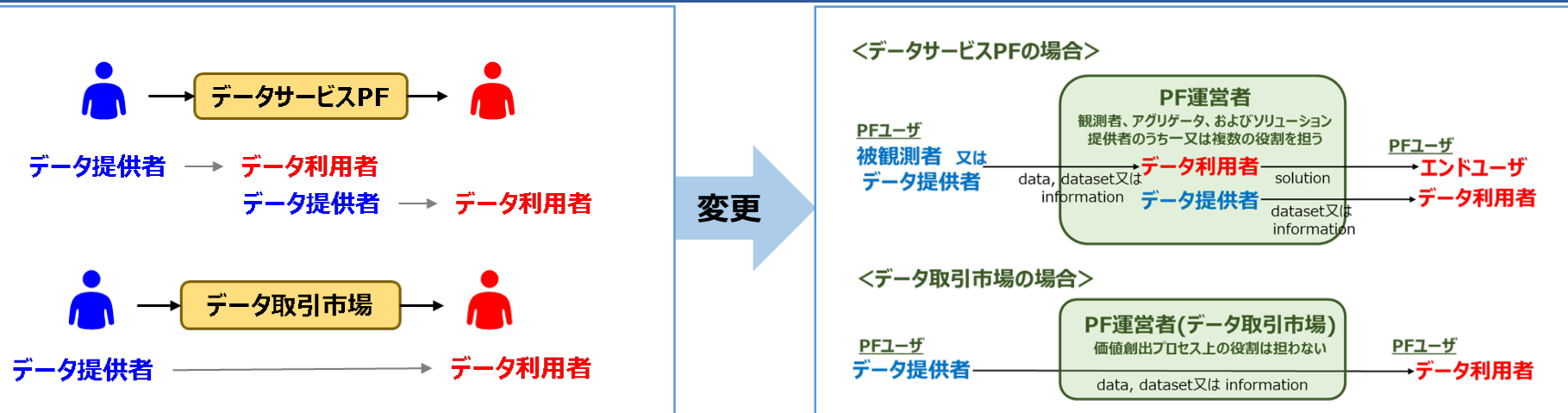
対応案①：三種類の立場を新たに定義 (p.6)

1. **データ提供者**：価値創出プロセスで自身の次の工程を担う者へデータを**提供する**。観測者、アグリゲータ、ソリューション提供者の役割を担う者はデータ提供者の立場からデータ流通に関与し得る。
2. **データ利用者**：価値創出プロセスで自身の前の工程を担う者からデータを受け取る、又は観測・測定等により被観測者についてのデータを収集する。観測者、アグリゲータ、ソリューション提供者の役割を担う者はデータ利用者の立場からデータ流通に関与し得る。
3. **被観測者**：データが表現する対象（データ化される対象）となる者であり、価値創出プロセス上の被観測者と同義。パーソナルデータの場合はデータ化された対象である個人が被観測者（すなわち、被観測者＝本人）である。ノンパーソナルデータの場合は被観測者が存在しない場合（例えば気象データ）もあるが、在庫データや工作機器の稼働情報等組織の活動等がデータ化される場合は当該組織が被観測者である。



更に、パーソナルデータの場合は被観測者＝本人であることを、ガイダンス中に明記・強調

対応案②：PFの構成を見直し (p.10)



データ流通に関する者の立場の明確化②

対応案③：コントロールビリティの定義・説明の修正 (p.24, 25)

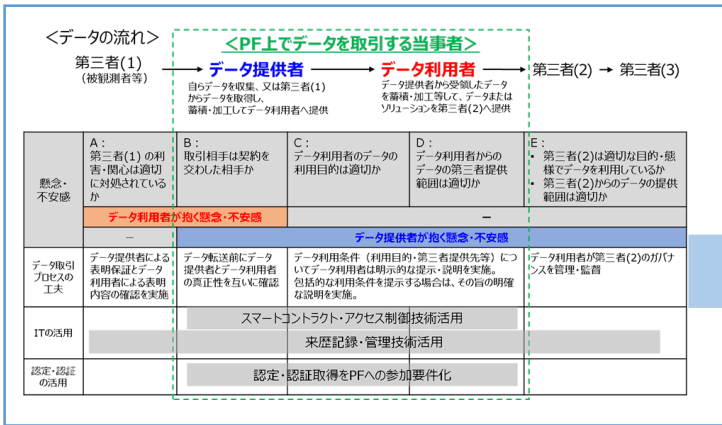
ステップ5-3-(1)：コントロールビリティの定義

コントロールビリティとは、同意した範囲の者にのみデータが受け渡され、同意した範囲の利用目的でのみデータが利用される環境で、データの提供が可能なこと、・・・

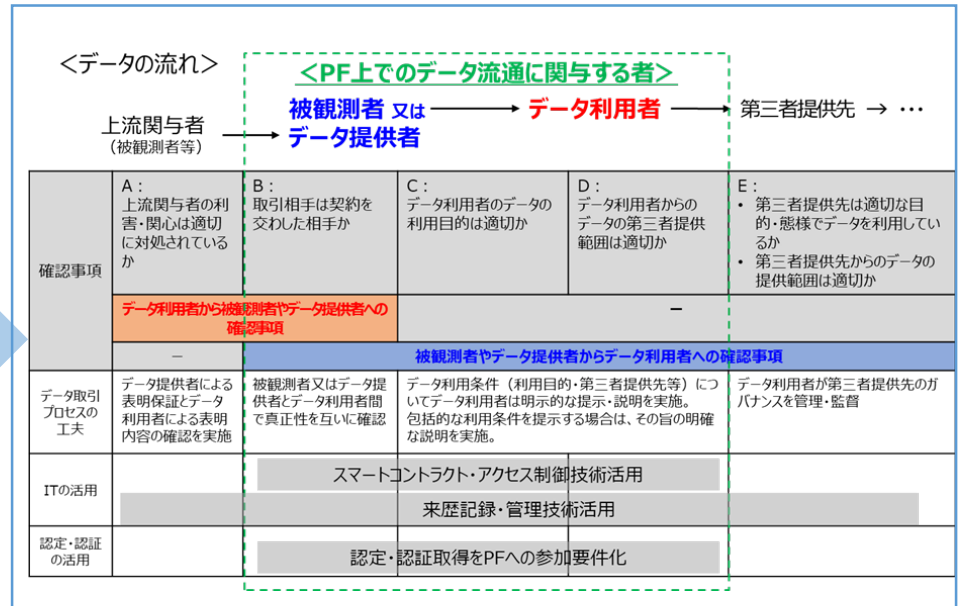
変更

ステップ5-3-(1)：コントロールビリティの定義

コントロールビリティとは、同意した範囲の者にのみデータが受け渡され、同意した範囲の利用目的でのみデータが利用される環境で、**被観測者やデータ提供者がデータの利用を許諾可能なこと、・・・**



変更



その他の主な修正

パーソナルデータのコントロールビリティについて確保策の例を追加(p.28, 29)

「①開示可能なデータ」を取引する際は、PF上でのデータ流通に被観測者やデータ提供者として関与する者が不特定の相手に目的外利用も含めデータ利用を許諾していることはもちろん、当該データ提供者の上流に上流関与者が存在する場合には当該上流関与者が課したデータ利用条件を踏まえて当該データ提供者がデータを提供しているかを確認し、データ利用者がデータ提供者に対して抱く懸念・不安を軽減することが肝要である。

そのため、PFの利用規約としては、PF上でのデータ流通にデータ提供者として関与する者に、上流関与者が課したデータ利用条件を遵守しこれを踏まえたデータ提供をしている旨の表明保証を課したり、被観測者からデータを取得しPF上でのデータ流通にデータ利用者として関与する者に、当該被観測者がデータの利用条件について明確に理解可能な同意取得プロセスを課すこと等が一例として考えられる。

「②条件付きで提供可能なデータ」については、PF上でのデータ流通に被観測者やデータ提供者として関与する者が課したデータ利用条件がPF上でのデータ流通にデータ利用者として関与する者やその先の第三者提供先に守られるよう担保することで、当該被観測者や当該データ提供者の懸念・不安を払拭する必要がある。さらに、当該データ提供者の上流に上流関与者が存在する場合には、当該上流関与者が課したデータ利用条件を踏まえて当該データ提供者がデータを提供しているかを確認することで、PF上でのデータ流通にデータ利用者として関与する者の懸念・不安を払拭することも必要である。

したがってPFの利用規約としては、先述の表明保証の導入に加えて、PF上でのデータ流通にデータ利用者の立場で関与する者に、データ利用条件についてPF上でのデータ流通に被観測者やデータ提供者の立場で関与する者が明確に理解可能な同意取得プロセスを課したり、PF上でのデータ流通に関与する者の間でアクセス制御技術を導入することを課して契約当事者以外の者にPF上でデータが受け渡されないようにしたりすることが考えられる。

さらにPF上でのデータ流通に関与する者の間に来歴記録・管理技術を導入して、当該データ流通の記録を来歴として管理することを課すと共に、PF上でのデータ流通にデータ利用者として関与する者には、受け取ったデータの利用や第三者提供も記録して来歴として管理するよう課すことも考えられる。これによって、PFの利用規約が遵守されている限りにおいては、データが当該データ利用者に渡った後であっても当該データ利用者によるデータの利用状況や当該データ利用者からの第三者提供先へのデータ流通を追跡確認できるようになる。したがって、PFの利用規約に対するペナルティ設計（4.5に詳述）と組み合わせることによって、当該データ利用者にデータ利用条件の遵守を促すことができる。

加えて所定のガバナンス構築について認定・認証を取得することをPFへの参加条件としたり、PF上でのデータ流通にデータ利用者として関与する者に第三者提供先の監督義務を課したり、といったことも、PFの利用規約の一例として考えられる。

今後の予定

- 2/14(本日) : 第2回SWG開催
→ご意見反映後、データ戦略推進WG委員へ照会
- 2月下旬 : データ戦略推進WG開催、ガイダンスを審議・決定
→ガイダンス公表